

入札の公正性確保のための注意喚起について

先日、本市が発注した空調などの管工事の入札をめぐり、一部の事業者が談合ルールの確認をしていたとの報道がなされました。

本市が行った調査では、聞き取り調査をしたすべての事業者が談合を否定し、その旨の誓約書が提出され、談合の事実は確認できませんでしたが、入札の公正性を確保するため、別添のとおり、入札参加者に対し談合等不正行為を行わないよう注意喚起を行います。

＜お問い合わせ先＞

財政局契約部契約監理課 （０５２）９７２－２３２６

入札参加者の皆様へ

名古屋市

入札の公正性確保のための注意喚起

入札参加者があらかじめ受注する事業者や受注金額等を決定することによって入札による競争を制限する入札談合は、入札制度の実質を失わせるものであり、競争制限行為を禁止する「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」（以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為です。

入札談合を行った事業者には、違反行為の排除に加えて課徴金の納付が命じられるとともに、刑事罰を受けることがあります。

「名古屋市競争入札参加者手引」でも、入札参加者に対し独占禁止法等に抵触する行為を行うことを禁止しています。

入札参加者が談合等不正行為を行った事実を本市が確認した場合は、指名停止措置を行うとともに、損害賠償の請求等を行うことがあります。

どのような行為が独占禁止法上問題となるかについては、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日公正取引委員会）に示されていますので、入札参加にあたっては、本指針を確認しこのような行為を行わないよう十分に注意してください。

<公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針>

http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/kokyonyusatsu.html

※ 入札参加にあたっては、「名古屋市競争入札参加者手引」や入札金額の積算等について注意事項を示した「入札参加にあたっての注意喚起」もあわせてご確認ください。

<お問い合わせ先> 財政局契約部契約監理課 (052) 972-2326

入札参加者の皆様へ

名古屋市

入札参加にあたっての注意喚起

入札参加にあたっては、名古屋市競争入札参加者手引の定めを遵守するとともに、次のことにご注意いただきますようお願いいたします。

1 入札金額の積算について

- 入札金額の積算にあたっては、自社で適切に積算を行ってください。
- 予定価格を事前公表した入札の場合は、積算内訳書を作成し提出してください。

2 入札についての情報交換について

- 自己と同一の入札に参加可能な他の事業者に、積算内訳書の作成を依頼することは、入札への参加表明や入札価格に関する情報交換につながり得る行為であり、独占禁止法等違反となる恐れがあります。
- 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
- 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問い合わせをしてはなりません。

その他、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについては、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日公正取引委員会）を参考にしてください。

<公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針>

http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/kokyonyusatsu.html